

(別記様式第1号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和5年度 |
| 計画主体   | 田川市   |

## 田川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 田川市役所 農政課 農業振興係  
所在地 福岡県田川市中央町1番1号  
電話番号 0947-85-7146  
FAX番号 0947-46-0124  
メールアドレス [nousei@lg.city.tagawa.fukuoka.jp](mailto:nousei@lg.city.tagawa.fukuoka.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ・シカ・サル・スズメ・アライグマ・アナグマ・ドバト<br>カラス・カワウ |
| 計画期間 | 令和6年度～令和8年度                              |
| 対象地域 | 福岡県田川市全域                                 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和元年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |          |         |
|-------|-------|----------|---------|
|       | 品 目   | 被害数値     |         |
|       |       | 被害金額     | 被害面積    |
| イノシシ  | 水稻    | 1,375 千円 | 1.39 ha |
|       | 豆類    | 37 千円    | 0.19 ha |
| シカ    | 麦類    | 999 千円   | 3.32 ha |
|       | 豆類    | 381 千円   | 1.97 ha |
| サル    | 野菜    | 千円       | 0.00 ha |
| スズメ   | 水稻    | 千円       | 0.00 ha |
| ドバト   | 豆類    | 千円       | 0.00 ha |
| アライグマ | 野菜    | 千円       | 0.00 ha |
| アナグマ  | 野菜    | 千円       | 0.00 ha |
| カラス   | 豆類    | 千円       | 0.00 ha |
|       | 野菜    | 千円       | 0.00 ha |
| カワウ   | 鯉等    | 千円       | 0.00 ha |
| 合 計   |       | 2,792 千円 | 6.87 ha |

(2) 被害の傾向

|  |
|--|
| <p>イノシシについては、山間部の水田、畑等に出没し、水稻、大豆等の被害が多く発生している。被害は、ほぼ一年中発生しており、近年は市街地にも出没し地域住民の日常生活を不安に陥れている。</p> <p>シカについては、聞き取りによる水稻の苗被害が報告されている。また、麦播種後、新芽の食害報告が発生している。</p> <p>サルについては、家庭菜園での被害や、住宅街及び学校等に出没する等、生活被害が発生している。</p> <p>アライグマ、アナグマについては、屋根裏に侵入する等生活被害が報告されており、家庭菜園での被害も顕著である。そして、近年では市街地の出没も多く発生している。</p> <p>スズメについては、水稻被害が報告されている。</p> <p>ドバトについては、家庭菜園での豆類被害が発生している。</p> <p>カラスについては、家庭菜園等の被害が報告されている。また、カラスによるハウス被害が発生している。</p> <p>カワウについては、飼育している鯉の捕食被害のほか、糞等による生活被害も見られる。</p> |
|--|

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣名  | 指標   | 現状値(令和4年度) | 目標値(令和8年度) |
|------|------|------------|------------|
| イノシシ | 被害金額 | 1,412 千円   | 988 千円     |
|      | 被害面積 | 1.58 ha    | 1.10 ha    |
| シカ   | 被害金額 | 1,380 千円   | 966 千円     |
|      | 被害面積 | 5.29 ha    | 3.70 ha    |
| スズメ  | 被害金額 | - 千円       | - 千円       |
|      | 被害面積 | - ha       | - ha       |
| ドバト  | 被害金額 | - 千円       | - 千円       |
|      | 被害面積 | - ha       | - ha       |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題   |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組     | <p>地元猟友会員で構成する有害鳥獣駆除班に対象鳥獣の捕獲を依頼している。</p> <p>イノシシについては、捕獲従事者に購入した箱ワナ等を貸し出し捕獲活動を行っている。</p> <p>市街地域の被害に対しては、銃器の使用ができないためワナによる捕獲で対処している。</p> <p>アライグマ、アナグマについては、生息を確認した場合にはワナによる捕獲を計画している。</p> <p>サルについては、一部地域でサル追払い隊を結成し、地元にて追払いを行っている。</p> | <p>銃による捕獲に関しては、高齢化・所持許可者の激減により捕獲従事者が減少していること、また、就業等により日曜、祝日しか対応できないことなどから、時宜に応じた適正な捕獲は望めない。</p> <p>ワナに関しては、追加購入やわな免許取得の推進に努めたが捕獲従事者の増加には至っていないため、市街地の被害に対しては迅速な箱ワナ設置の対応ができていない状況にあり、十分な捕獲成果が上がっていない。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>従来、被害地域の住民が個人でトタン柵・電気柵・防除網等を設置して自己防衛に努めてきたが、平成23年度から鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、集落等の単位で協力して防護柵の整備を行った。</p> <p>また、上記事業を活用し、被害防除研修会、先進地視察等を行い防除技術の向上を行っている。</p> <p>平成19年度より行っている簡易防除のための使用済みのり網の斡旋も協議会と協力して継続している。</p>                              | <p>補助事業を活用して地域一体で防護柵の設置に取り組んできたが、受益戸数が少ない小さな山間部では事業要件を満たせず、防護柵の設置が十分に実施できていないため、その地域に被害が集中する結果となり、市全体としては著しい被害額の減少に至っていない。</p> <p>緩衝帯整備、放置野菜及び放置果樹の除去等による被害地周辺の環境整備を推進しているが十分ではない。</p>                   |

(5) 今後の取組方針

|  |
|--|
| <p>銃器による捕獲に関しては、従事者の高齢化及び減少に対処するため、近隣市町村と連携を図り広域的な捕獲の出来る捕獲隊の編成を検討する。</p> <p>ワナに関しては、機材の追加導入、狩猟免許取得の推進等により従事者の増員に努め、捕獲体制の強化を図る。</p> <p>山間部に近い地域住民等に対して、加害獣の餌となる野菜くず等の放置抑制や荒地解消等による緩衝地帯設置により加害獣が侵入しにくい環境づくりを指導・啓発するとともに、防護柵（金網柵及び電気柵）の整備を推進する。</p> |
|--|



3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会員で構成する有害鳥獣駆除班により銃器及びワナによる捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度  | 対象鳥獣   | 取組内容                            |
|------|--|---------------------------------|
| R6年度 | イノシシ・サル<br>シカ・スズメ<br>アライグマ・アナグマ・<br>ドバト<br>カラス・カワウ | 国庫事業の活用等による、わなの導入<br>ワナ捕獲従事者の養成 |
| R7年度 | イノシシ・サル<br>シカ・スズメ<br>アライグマ・アナグマ・<br>ドバト<br>カラス・カワウ | 国庫事業の活用等による、わなの導入<br>ワナ捕獲従事者の養成 |
| R8年度 | イノシシ・サル<br>シカ・スズメ<br>アライグマ・アナグマ・<br>ドバト<br>カラス・カワウ | 国庫事業の活用等による、わなの導入<br>ワナ捕獲従事者の養成 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を遵守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲数を設定した。

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等 |      |      |
|-------|--------|------|------|
|       | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| イノシシ  | 500    | 500  | 500  |
| シカ    | 150    | 150  | 150  |
| アライグマ | 150    | 150  | 150  |
| アナグマ  | 100    | 100  | 100  |
| ドバト   | 50     | 50   | 50   |
| カラス   | 100    | 100  | 100  |
| カワウ   | 10     | 10   | 10   |
| スズメ   | 50     | 50   | 50   |

捕獲等の取組内容

有害鳥獣の捕獲は、農作物等の被害状況に応じて適宜実施する。  
捕獲区域は、山間部を中心に銃及びわなによる捕獲を実施し、市街地ではわなによる捕獲を行う。

|                             |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|                             |

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

|      |      |
|------|------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|      |      |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣       | 整備内容                                |                                     |                                     |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|            | R6年度                                | R7年度                                | R8年度                                |
| イノシシ<br>シカ | 金網柵、WM柵設置<br>金網柵 300m<br>WM柵 2,000m | 金網柵、WM柵設置<br>金網柵 500m<br>WM柵 2,000m | 金網柵、WM柵設置<br>金網柵 500m<br>WM柵 2,000m |

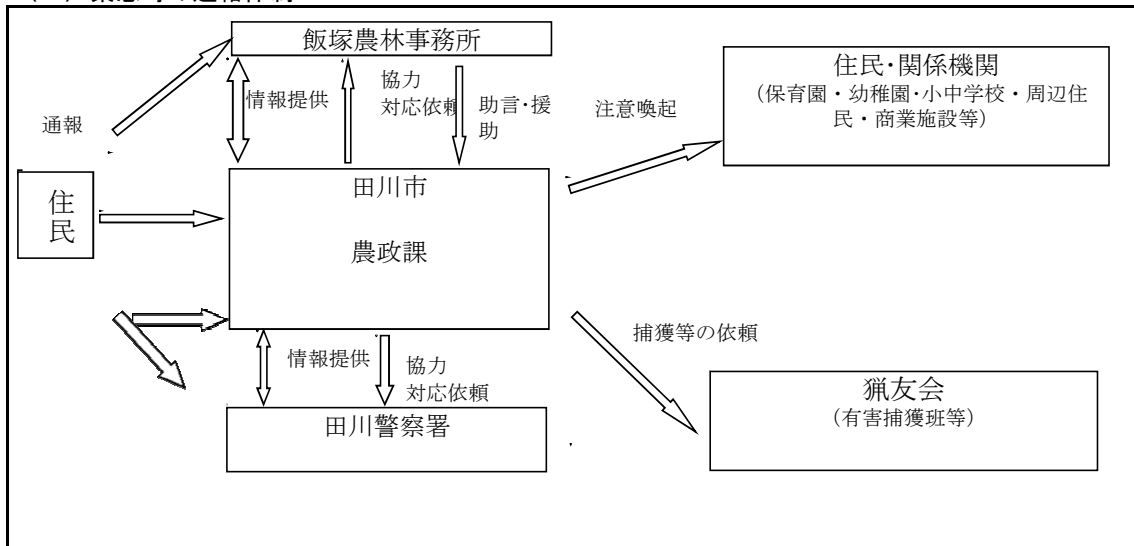
(2) その他被害防止に関する取組

| 年度   | 対象鳥獣       | 取組内容  |
|------|------------|---|
| R6年度 | サル         | 市職員及び被害地区住民による追い払い活動を積極的に行い被害防除に取り組む。                     |
|      | イノシシ<br>シカ | 放置野菜等の適正処理を指導。<br>イノシシについては、補助事業の実施により、地元住民による金網柵等の設置を推進。 |
| R7年度 | サル         | 市職員及び被害地区住民による追い払い活動を積極的に行い被害防除に取り組む。                     |
|      | イノシシ<br>シカ | 放置野菜等の適正処理を指導。<br>イノシシについては、補助事業の実施により、地元住民による金網柵等の設置を推進。 |
| R8年度 | サル         | 市職員及び被害地区住民による追い払い活動を積極的に行い被害防除に取り組む。                     |
|      | イノシシ<br>シカ | 放置野菜等の適正処理を指導。<br>イノシシについては、補助事業の実施により、地元住民による金網柵等の設置を推進。 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項  
 (1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称       | 役割                        |
|----------------|---------------------------|
| 田川市 農政課        | 住民の安全確保、情報の収集、関係機関への連絡・調整 |
| 田川警察署 生活安全課    | 住民の安全確保、緊急時の措置判断、捕獲対応     |
| 田川猟友会          | わなや銃器による捕獲                |
| 飯塚農林事務所 農山村振興課 | 市担当課への指導・助言               |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は、捕獲者が自家消費及びジビエ施設への持ち込みをしているが、食用として適さない個体・部位等については埋設処理している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

今後、食用に供することの出来る捕獲鳥獣については、衛生面に注意して食肉等に利用できるように研究する。  
 また、平成30年度から地域住民が主体となって運営する食肉加工施設(年間処理計画頭数イノシシ、シカ合計100頭)が稼働しており、福岡県野生鳥獣食肉衛生ガイドライン及び関係法令を順守するなど徹底した衛生管理を行うとともに、今後、施設運営者による地域ブランド産品創出や地域活性化の取組と連携して捕獲効率を高めていく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                   | 田川市鳥獣被害対策協議会                                |
|--------------------------|---|
| 構成機関の名称                  | 役割  |
| 福岡県飯塚農林事務所<br>田川普及指導センター | 農作物被害に関する防除対策等の助言                           |
| J A たがわ                  | 農作物被害の状況及び区域の調査・防除指導                        |
| 田川猟友会                    | 鳥獣の捕獲実施・計画に関する全般<br>捕獲技術指導                  |
| 田川市 農政課                  | 事務局 被害防止計画及び実施に関する助言<br>捕獲許可証の発行及び特定鳥獣捕獲許可等 |
| 田川市 食肉処理加工施設             | 有害捕獲獣の食肉としての利活用の検討                          |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称    | 役割  |
|------------|---|
| 福岡県飯塚農林事務所 | 鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言                      |
| 各被害地域行政区等  | 鳥獣被害状況の把握。地域の有害駆除班員と連携し、地域の被害防除・被害鳥獣の捕獲補助 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
|--|
| 市職員による実施隊を編成し、追払い、被害調査、被害対策の啓発活動を実施しているが、今後は捕獲状況等を考慮して民間人を含む実施隊の編成について検討する。<br>実施隊設置人数(令和6年1月末現在)<br>市職員 11名 民間隊員 0名 |
|--|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|   |
|---|
| <p>わな狩猟者を育成し地域の被害防除・捕獲にあたる。<br/>                 猟友会と連携して被害発生地域住民等にワナ免許の取得を推進し後継者育成に努める。<br/>                 また、地域住民の協力のもとに防護柵等の設置を推進する。近隣市町村と連携し、広域的な捕獲体制を確立し効率的な捕獲方法を模索する。</p> |
|---|

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|   |
|---|
| <p>銃器による捕獲は、捕獲従事者の高齢化や猟銃の所持許可の取得が難しくなっていることから、捕獲従事者の確保が困難となっている。<br/>                 このため市域を超えた広域的な一斉捕獲の取組等、被害防止対策のあり方を協議する。<br/>                 また、各関係機関との連携を図り補助事業等を最大限に活用し、被害の減少を目指す。<br/>                 さらに、捕獲した鳥獣のジビエ利用拡大を図るため、処理加工施設での人材育成に努めていく。</p> |
|---|